

生駒市条例第14号

生駒市職員の退職手当に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月18日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の退職手当に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市職員の退職手当に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年2月生駒市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第17条第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年4月1日(以下「適用日」という。)前に生駒市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員であった者又は生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員であった者(以下これらを「職員」という。)であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに対する第1条の規定による改正後の生駒市職員の退職手当に関する条例第10条第7項及び第8項並びに第2条の規定による改正後の生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第8項の規定の適用については、なお従前の例による。